

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会会議録

日時：令和元年8月8日（木）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（１） ニホンジカ管理事業実施計画

- ・令和2年度管理事業実施計画書（県実施分）（案）
- ・平成30年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・平成31年度管理事業実施計画書（市町村実施分）
- ・平成30年度管理事業実績報告書（市町村実施分）

議事（２） 指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ）平成30年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和元年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 ニホンジカに関する各種データ

1 開会

（始めに、事務局が新たに委員となった10名を紹介後、佐藤自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（佐藤自然保護課長）

（続いて事務局が配布資料の確認を行った後、土屋部会長が挨拶を行った。）

3 挨拶（土屋部会長）

現在、ニホンジカの生息頭数は宮城県全体で約1万頭という数値が出ている。それが正しいかどうかというのは、捕獲数等、長年収集している成果から割り出しているが、今後、令和元年度から令和2年度にかけて様々な方策がとられると思うので、それらの結果から、もう少し精度の高い数値が県民の皆さまに提供できると考えている。

しかし、富谷市の国道4号線でニホンジカによる交通事故が発生したとか、そういう事例もあるので、どうもニホンジカは広範囲に分散しているような傾向が見られる。

牡鹿半島に関しては狩猟圧がかなり効いてきており、生息数は横ばいかそれに近い状態になっているが、ただ、県北の方がこれから大きな問題になると思われる。そのあたりも含めて議論をお願いしたい。

では、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を招集、開会する。

（事務局より定足数の報告が行われ、委員10名中10名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：（以降の進行について土屋部会長にお願いする。）

4 協議事項

(1) 令和2年度ニホンジカ管理事業実施計画書(案)について

部会長：令和2年度ニホンジカ管理事業実施計画書(案)について審議するので、事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

部会長：事務局から説明があったが、御質問、御意見はあるか。

8月5日開催の親委員会でも質疑があったが、資料1の16ページで、気仙沼地域は拡大区域Bに該当するか。

事務局：拡大区域Bは気仙沼地域に該当する。

部会長：資料1の16ページでは、拡大区域Bの推定個体数の中央値は1,544頭となっている。一方、資料1の19ページでは平成31年度の気仙沼市の捕獲目標が1,300頭、指定管理鳥獣捕獲等事業も入れると1,400頭近くになるが、そのあたりの整合性についてはどう考えているか。

事務局：少し見づらいが、議事(1)の説明資料の裏側に各特定鳥獣管理計画の管理区域が掲載してある。ニホンジカ管理計画における拡大区域Bというのが、この図面で青く着色している箇所になり、この地域に1,544頭生息しているという推計が出されている。この区域そのものは気仙沼市の一部であり、気仙沼市全体というわけではない。

気仙沼市全体としては資料1の15ページをご覧ください。「2 ニホンジカの生息頭数の推計と将来予測」の2行目に、気仙沼地区で中央値2,329頭、95%信頼区間で考えると165頭かもしれないし5,699頭かもしれないという幅はあるものの、中央値で考えれば2,000頭以上はいるだろうという推計結果となっている。

そのうちの1,300頭というのは捕獲しすぎではないかという御指摘もあるかとは思いますが、やはり気仙沼地域にもニホンジカが非常に多く生息しているという状況は間違いないので、なるべく捕獲圧を高めていくという観点から、気仙沼市でも有害鳥獣捕獲での捕獲数を1,300頭という計画にしたものと理解している。

部会長：その他、御質問はあるか。

実情としては、牡鹿半島地域では宮城県猟友会河北支部と石巻支部が合計で千数百頭捕獲しているが、相当な努力をした上で、そのぐらいの捕獲数となっている。

気仙沼市で1,300頭捕獲というのは、達成は難しい数値だろうというのは、私の偽らざる感覚なのだが、そのあたりの根拠は何かあるか。

事務局：捕獲数については、県の気仙沼地方振興事務所経由で本当に1,300頭捕獲できるのかどうか確認した。昨年度は、気仙沼市は年度途中から有害鳥獣捕獲を開始したのだが、それでも691頭の捕獲実績となった。

今年度は年度当初から有害鳥獣捕獲を実施しているほか、岩手県の五葉山地域から進出してきている状況等を勘案すると、有害鳥獣捕獲1,300頭というのは非常に高い目標値ではあるものの、決して達成不可能な数値ではないと考えている。

部会長：他に御質問等はあるか。

無いようであれば、つづいて議事（２）指定管理鳥獣捕獲等事業の平成３０年度評価報告書（案）及び令和元年度実施計画書（案）について審議するので、事務局から説明願う。

（２）指定管理鳥獣捕獲等事業の平成３０年度評価報告書（案）及び令和元年度実施計画書（案）について

事務局：（資料に従い説明）

部会長：事務局の説明に対して何か御質問、御意見はあるか。

一点お聞きするが、議事２の２２ページで錯誤捕獲の場合の対応について。ツキノワグマの場合は安全上の観点からやむを得ず捕殺することもあるということだが、特に石巻地域ではイノシシが進出してきており、ニホンジカのわなにイノシシがかかるといことが起こる可能性があるが、その場合の対応はどうするか。

事務局：指定管理鳥獣は環境大臣がニホンジカとイノシシを指定しており、当県ではニホンジカの他、これとは別にイノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業も実施している。

石巻市については、ニホンジカとイノシシ両方の指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する計画としている。例えば、くくりわなを仕掛けるとしても、そのわながニホンジカ用とかイノシシ用といったものではなく、ニホンジカが捕獲されればニホンジカの事業、イノシシが捕獲されればイノシシの事業ということで、どちらにしても指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲実績となるように進めている。

部会長：他に御質問等はあるか。

南委員：先ほどの錯誤捕獲の件について。今回、錯誤捕獲の記録を取ることはなっていないが、例えば長野県の一部地域では記録を取り始めている。この事業でニホンジカが多数生息している地域にはカモシカはそれほどいないとは思いますが、カモシカやその他にもキツネ等の中型食肉目もわなにかかる場合がある。

保護区の場合は、やはりきちんと錯誤捕獲の報告をするべきではないか。キツネでもわなから外すのが危ない時があるので、場合によっては殺処分しなければならないかもしれないが、錯誤捕獲で他の動物がどの程度捕獲されたのか、記録はきちんと取っておいた方が良いと思われる。長野県の一部の環境省管轄地域では、環境省がそのように要請を行っているので、宮城県でも同様に対応された方が良いのではないかと考える。

もう一点、特に指定管理鳥獣捕獲等事業に関係する点として、資料等には出てきていない事ではあるが、狩猟者がやはり高齢化している。この計画は単年度としてはきちんと出来ていると思っているが、１０年後には宮城県の狩猟者の年齢構成はどうなっているのか。

狩猟者の方がかなり頑張っていて、特にこの１年は相当な努力をして頂いた結果として、これだけの捕獲頭数となったと思っている。その上で、県レベルの行政となると狩猟者数の推移を考えながら、今の狩猟者数で頑張っていたのが１０年後にはどうなるかということ、すなわち中長期的なプランも一方で考えておく必要があるのではないかと思う。

計画の中で、実際どこまで資料を示すかどうかは別だが、やはり何年後には狩猟者は何人程度になるという推定をしながら、年度毎に作成するこの単年度計画の妥当性を考えていく必要があるのではないかと思う。

そういう点でいうと、認定鳥獣捕獲等事業者という形の事業者を作っていくしかないと思われる。

私も大学で教員を行っているが、ここ数年風向きが変わってきていて、学生達の中でも狩猟免許を取得したり、大学に狩り部ができたり、サークルとしての狩りを行っているところが出てきたりしている。そ

ういう点では、若い人達が狩猟に興味を持っていないというわけではない。一時は非常に愛護的で、動物を殺すなんて、という風潮もあったが、今では状況が変わってきている。

そうなるってくると、やはり鳥獣の捕獲が事業として成り立つのか、それで働けるのかという部分が重要になってくるかと思う。先ほど、認定鳥獣捕獲等事業者は県内に3事業者という説明があったが、猟友会がベースなのか。

事務局：県内の認定鳥獣捕獲等事業者は、まず一つは山形委員が所属している一般社団法人宮城県猟友会、その他には警備会社のALSOK宮城株式会社と、野生動物調査を担っている合同会社東北野生動物保護管理センターの3者となっている。

南委員：この指定管理鳥獣捕獲等事業は生息調査や効果測定などの調査も実施しないとイケないはずなので、もちろん猟友会が事業の核になっているとは思いますが、何かもう少し県として対応はできないだろうか。狩猟者向けの講座等を開催されているし国の予算とも関係するのだろうが、さらに予算を投入して中長期的な対応を考えていかないとならないのではないかと。

本当に猟友会が高齢化したときのことを考えて、模索をしないとイケないように思う。では何かアイデアがあると言われるとちょっと辛いが、もうちょっと働きかける部分がないと、10年後に鳥獣被害対策や鳥獣管理をどのように進めてゆけるのだろうかと思う。

今はニホンジカの被害は石巻などの県東部地域だけで済んでいるが、これが県全体に拡大している兆候が見えている。そうすると本当にこのままでいいのかということになるので、事業者達がハンティングも含めて、この事業で食べていける仕組みのようなものを考えないとイケないと思う。例えば、銃で駆除することだけでなく、電気柵の設置指導や農業指導も含めたりして、農業全体のサポートも含めたような事業の形にして、県なり国なり市町村から予算を投入して、こういった事業で食べていける人達を作る政策を検討してゆかないとイケないのではないかと。この事業を10年後も続けられるのだろうかと思う。

部会長：10年後、なかなか難しいと思う。私は直近では5年後から心配している。

県南の方では、イノシシを捕獲するために年2人ずつ県で非常勤職員を育成しているが、ニホンジカでも考えた方がよいのではないかと御意見だと思う。

事務局：最初の御質問である錯誤捕獲の記録については、今後事業の受注者が決まってから、そういった記録が可能かどうか、特にわなは毎日見回りを実施するので、狙ったものではない鳥獣がかかった場合にその記録が出来るのかどうか相談しながら、やれる限り実施していきたいと思う。

狩猟者の確保については、長期的な推移を見ながらというわけではないが、当県ではまず一つは若い世代の狩猟者人口を広げようということで、「新人ハンター養成講座」という狩猟に興味がある20歳から50歳までの方を対象に年7回の講座を開催し、狩猟免許を取ってもらって狩猟者の確保を図っている。

また、部会長からもご説明があったが、県でも県南の大河原地方振興事務所で県警のOBを非常勤職員という形で現在6名雇用しており、県として直接イノシシの捕獲に乗り出している。

その他、市町村への支援として、市町村でも公務員ハンターのような形で職員が捕獲に従事している事例もあるので、そういう方々を対象に、年間50万円を限度に猟銃や装弾、それらを保管するロッカー等の購入経費に対する補助金を用意しており、狩猟者の確保に努めているところ。

南委員：長野県小諸市では、市として狩猟者の方を非常勤公務員として雇用している。多分宮城県でも同じような事例としてお話しされたかと思うのだが、市町村で捕獲従事者を雇用しているような事例がある。県で直接雇用するというのももちろん重要だが、市町村に対しても可能ならもう一桁上の予算を確保できれば良いのかなと思う。こういう仕事として駆除が出来るような仕組みを少しずつ作っていく必要があるの

かなと思う。

もう一点、巻き狩りについてだが、宮城県猟友会の状況を今回見て驚いたのだが、非常に銃の所持者が多く、かなり特殊な状況だと思う。

長野県では全く逆で、ほとんどがわな猟の狩猟者である。ニホンジカを減らすためには、メスを捕獲した方が効果的ではあるのだが、わなだとその選別ができない。長野県では既に巻き狩りに対するニホンジカの警戒心が極端に強くなってしまって、その山域では巻き狩りではニホンジカが捕獲できない。

宮城県では猟犬を使っているのもう少し効率的かとは思いますが、数年後にはニホンジカがだんだん学習してくるので、そうなった時に今の猟法で本当にやっていけるのかということは考えていた方が良い。

一昨年、知床財団を視察させてもらったのだが、知床では様々な方法を使って世界遺産地域のニホンジカを排除している。餌付けによる誘引捕獲、モバイルカリング、わなや大型箱わな等、様々な猟法を駆使して駆除しているが、ニホンジカの outfing によってどんどん猟法を変えていかなければならない。

今のところは宮城県では巻き狩りが効果を発揮していると思うが、もしかしたら5年後、10年後ぐらいには巻き狩りが効かなくなるということも想定する必要があるように思う。そう考えると、趣味で行っている猟友会の方々というよりは、先ほどの認定鳥獣捕獲等事業者のような、捕獲をすることで職業として食べていける人達が必要ではないかと思う。是非ご検討頂ければと思う。

大信田委員：担い手の部分はかなり大きいというお話が南委員からあったが、情報提供として、東部地方振興事務所管内では農地の方への被害も出てきており、いわゆる今までのハンターによる捕獲だけではなく、集落ぐるみで被害対策を推進していかないと中々被害の軽減が図れないのではないかとということで、県と市と地域が一体になって、農業サイドと林業サイドが一緒になって集落単位で研修会を行ったり、そういう取り組みが今は始まっている。

それらの取り組みの中で、集落単位でわなの免許を取得してもらう等、地域住民の方々が被害防除にも積極的に参加していくような仕組みが今出てきているので、既存の狩猟、個体数調整や有害鳥獣捕獲に加えて、こういった取り組みをどう組み込んでいくか、また財源の部分も含めて色々と組み合わせていくことが必要ではないかと感じている。

部会長：実は石巻市の真野地区で大型囲いわなの計画が進んでいる。かなり大きい規模で進行していて、10月頃から稼働を開始するが、多分100頭規模で捕獲できるような計画となっており、猟友会の助けを借りながらそういった対策も進めている。

モバイルカリングは実際に現場に行ったのだが、非常に効率が悪いというのは見て分かったので、そういうやり方よりも、今のところは牡鹿半島の地形からすると巻き狩りが良いのではと思う。

やはり一番の問題は高齢化、これに尽きる。

非常に優秀な猟犬が多いので、ダメな犬もいるにはいるが、今のところは巻き狩りの捕獲効率が良い。ただ、将来的にはくくりわなが主体となってニホンジカの駆除を行うという方向に向かうのではないかとこの気はしている。

後はドイツの例だが、レンジャーがいて、餌付けをして樹上からシューティングをするのだが、サイレンサーを付けて撃つので、一度に5~6頭捕獲できる。一方、日本の法律では認められていないので、銃声がした瞬間にみんな逃げていく。

ただ、石巻地域の猟友会の方には、そういう状況でも7発撃って7頭捕獲しているという方がいる。

1発外したと言うので、じゃあ何で7頭捕獲できたのかと聞いたら、重なっている個体があったので1発で2頭仕留めたという、そういう凄腕の人が結構いるので、今のところは巻き狩りでうまくいっているが、南委員が心配されるように、5年後10年にどうなっているかという、これは大変な状況になっているのかなという感じはする。

伊藤委員：若手の確保というか、担い手の確保についてだが、農業大学校から授業で一コマ充てるので、何か鳥獣対策であったり、効率的なわなの捕獲方法であったり、そういったことを是非授業でやって頂きたいという話がある。まだ日程調整等はこれからだが、そういった動きがあることをお伝えする。

部会長：他には何かあるか。

大内委員：毎年お話をさせていただいているが、猟友会も高齢化が進んでいる。高齢化しているのであれば、それに合わせてニホンジカの捕獲を楽に行えるような条件を作るといことで、山の道作りをもっと進めて頂きたい。

軽トラックが走行できるような作業道や林業専用道、そういう道路をもう少し幅広く作ってもらえれば、狩猟者が高齢化して、例えば80歳や85歳になっても軽トラックが運転できれば捕獲を継続できるのではないか。そういうことを含めて、森林整備と併用して、縦割りじゃなくて横の繋がりで出来るような体制作りを進めて頂ければと思っている。

それともう一点、車両事故がどんどん増えてきているので、例えばカーブの所にニホンジカが近づかないような施設を設置するとか、そういうことを土木部の道路課や県東部土木事務所に促して、連携して実施して頂ければと思う。

たまたま、昨日、私の息子が家に帰ってくる途中でニホンジカにぶつかったということで、タベ遅くまで警察で事故処理をして、車もダメにしてしまった。

旧河北町と旧北上町間の道路で、急に堤防の上に上がってきたということで、事故はやむを得ないことではあるのだが、今回は車両だけで済んだが、人身事故のような大きな事故につながる可能性もあるので、道路にニホンジカが寄ってこないような対策も今後検討していくことがないのか伺いたい。

事務局：道路の件については、今は道路課で年に1回、視距を確保するための刈り払いをしている状況となっているが、例えば事故多発地帯の路肩に飛び出し防止のためのネットを張るとか、あるいは忌避剤を散布するとか、そういった何かしらの対策が実施可能かどうか、委員の御意見を道路課に伝えたいと思う。

作業道の開設については、現状では基本的には森林整備とセットということで、必要な箇所については計画を立案して頂いて随時進めていくことになる。

大内委員：先日、テレビのニュースで、JRでは線路にニホンジカが飛び出してこないようにレーザーのようなものを出す装置を設置しているとか、そういった対策もしているようなので、事故防止対策も今後考えたらえれば。道路全部に設置するわけにはいかないだろうが、やはり牡鹿半島はニホンジカとの衝突事故が特に多いので、そういった地域から重点的にやって頂きたいと思う。

渡辺委員：大内委員から、作業道、林業専用道や林道の整備というお話を毎年頂いているところだが、先ほど担当から説明のあった森林整備の道作りというか、間伐をするための道作りは当然森林組合や林業事業体に補助を行い、間伐を進めながら道路を作っていくということになる。

それよりも高規格な道、林業専用道等になると、基本的には地元の市町村と一緒にあって森林整備と鳥獣被害対策と併せ持つような道作りというのを地域で計画して頂いて、そういうところに補助が出来るのかどうかというところを、計画的に進めていくということになるかと思う。

担当は林業振興課になるが、まずは地域で道作りの計画を進めて、要望を上げて頂ければ、順次という形にはなるだろうが、道路整備は進められるかと思う。

部会長：一つの事例として、石巻市の真野地区で交通事故が非常に頻繁に発生していたが、住民の方々がネットを設置したところ、事故がゼロになったと話をされていた。なので、そういうちょっとした工夫でも事

故を防ぐことが出来る場合もある。一方で、本格的に対策をしなければならない場所もあるということかと思う。

石田委員：議事（２）の２２ページ、作業手順の工捕獲した個体の回収・処分方法について。

イノシシやニホンジカも、当初は国の方も捕獲個体の利用はあまり積極的ではなかったが、ここ２、３年で急に方針が変わってきており、ただ捕獲して処分するだけでなく、ジビエ振興ということで肉等の生産物を積極的に利用しようということになっている。ジビエ利用に対する補助金も出てきており、先ほどの担い手の話についても、捕獲の担い手の他にも、こういう生産物をうまく利活用するための担い手も、特に西日本の方では若い人が活躍している例が数多く出てきている。

宮城県でも、いきなりジビエを食べるといのは中々難しいかもしれないが、ペットフードとして利用するとか、そういう利用も考えれば、捕獲個体の処理も何とか進んでいくのではないかと思う。衛生的な問題が一番大きいとは思いますが、利活用も含めていけば若い人達が少しでも興味を持つことにつながるかと思うので、そういう事業者に対する補助等も考えて頂ければありがたい。

部会長：食肉処理加工施設は県内に２カ所で間違いなかったか。

事務局：一カ所は東日本大震災以前から石巻市の旧河北町というところにある。その他、牡鹿半島地域に数年前に施設が一カ所出来ており、現在はその２カ所となっている。

ただ、先ほどもご説明申し上げたとおり、ニホンジカとイノシシについては県内全域で出荷制限がかけられている事情がある。この２カ所からも、出荷するために放射性物質の全頭検査を行っている状況であり、これを拡大して一気にジビエ利用を進めるとい状況には至っていないというのが現状となっている。

部会長：余談だが、県北で平成２９年度に捕獲したニホンジカの肉から高い放射能が検出されたが、これは他県からやって来たニホンジカではないかという見方は出来るのか。

事務局：資料１の１３ページに、野生鳥獣の放射性物質モニタリング検査結果の一覧を載せている。例えば平成２４年度は石巻市、女川町と気仙沼市で計５検体調査を行い、気仙沼市の１検体で基準値を超過しており、平成２５年度も気仙沼市が１２検体中１０検体基準値超過していた。平成２９年度は気仙沼市の他に栗原市でも基準値超過が１検体あったために、県内２自治体で超過個体が出たということで、県内全域で出荷制限という形になった。

この表を見れば分かるとおおり、石巻女川地区では、地震直後からずっと基準値を超えたニホンジカは検出されておらず、基準値を超過したニホンジカは全て県北で捕獲された個体ではあるものの、やはり動物は植物とは異なって移動するというので、今も県内全域で出荷制限がかかっているという状況となっている。

部会長：他に御質問や御意見はあるか。

それでは、審議事項２件については原案のとおり了承するというので、以降の進行を事務局にお返しする。

事務局：土屋部会長ありがとうございました。

３その他について、委員の皆様から何かありますか。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。